

大阪府条例第十九号

大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十四年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務のうち、旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号。以下「法」という。)、<u>旅券法施行規則(平成元年外務省令第十一号。以下「令」という。)</u>及び<u>大阪府旅券法関係事務手数料条例(平成十二年大阪府条例第三号。以下「条例」という。)</u>に基づく事務の一部を市町村が処理することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 法、<u>令</u>及び<u>条例</u>に基づく事務のうち、次に掲げる事務(規則で定める場合に係るものを除く。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市及び吹田市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。</p> <p>一―十三 (略)</p> <p><u>十四</u> 条例第二条の規定により納付される手数料に係る出納及び保管に関する事務</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務のうち、旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号。以下「法」という。)<u>及び旅券法施行規則(平成元年外務省令第十一号。以下「令」という。)</u>に基づく事務の一部を市町村が処理することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 法<u>及び令</u>に基づく事務のうち、次に掲げる事務(規則で定める場合に係るものを除く。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、岸和田市、吹田市、貝塚市及び泉佐野市を除く。)、<u>町(能勢町、熊取町及び田尻町を除く。)</u>及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。</p> <p>一―十三 (略)</p>

第二条 大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 法、<u>令</u>及び<u>条例</u>に基づく事務のうち、次に掲げる事務(規則で定める場合に係るものを除く。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市を除く。)、<u>町</u>及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。</p> <p>一―十四 (略)</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 法、<u>令</u>及び<u>条例</u>に基づく事務のうち、次に掲げる事務(規則で定める場合に係るものを除く。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市及び吹田市を除く。)、<u>町</u>及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。</p> <p>一―十四 (略)</p>

この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十一月一日から施行する。